

# 北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について

策定 令和6年6月27日 北九教学徒第189号

## 1 目的

この基準は、北九州市の市立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に定める重大事態が発生し、同法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置された北九州市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）又は学校が主体となる調査委員会（以下「学校設置委員会」という。）が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月）に則り、北九州市が、当該調査結果を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 調査結果の公表の方針

**原則として、いじめの重大事態の調査結果については公表するものとする。**

なお、公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の弊害を総合的に考慮して、被害児童生徒又はいじめを行ったと指摘される児童生徒の育成上支障があると認められ、専門委員会又は教育委員会が非公表とすることが望ましいと判断したときは例外的に公表しない。その場合は、第三者調査委員会の開催の事実及び再発防止策についてのみ公表する。

## 3 調査結果の公表方法等

### (1) 公表方法

公表については、**公表版の調査報告書（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）に則り、一部非開示とし、黒塗りしたもの）、再発防止策を公表する。**

関係者の意向確認後は、できるだけ速やかに公表する。公表版の調査報告書を専門委員会及び教育委員会に報告・確認した上で、期間を6ヶ月とし、市のホームページに公開する。

### (2) 公表する場合の関係者への意向確認

#### ア 被害児童生徒等

公表及び公表内容を被害児童生徒及び保護者（以下「被害者側」という。）と確認する（学校設置委員会の場合は、同委員会の長である校長より確認する）。

**報告書完成後の説明については、報告書原本で行う。**公表前に、被害者側に資料を提供することになるため、報告書の取扱い（SNS 発信、コピー、他人への譲渡等の禁止）については、報告書に記載する等により、注意を促す。

また、調査結果に係る所見をまとめた文書を提出できる旨を説明し、1ヶ月の期限

を設けて提出を求める。

公表についての意向を必ず確認し、公表についての同意書を徴する。被害者側の意向を踏まえて、被害者側が公表を希望しない場合には原則として公表しないが、その場合も、第三者調査委員会の開催の事実及び再発防止策についてのみ公表する。

また、いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者（以下「加害者側」という。）への情報提供に対する方針について、改めて確認する。

#### イ 他の関係児童生徒等

公表する場合、他の児童生徒及び保護者（加害者側を含む。以下同じ。）に対して、公表前に可能な限り、調査結果を報告する（学校設置委員会の場合は、同委員会の長である校長より報告する）。

他の関係児童生徒及び保護者について、報告書完成後の説明については、資料は示さず、口頭で説明する。

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めるものとするが、同意までは不要とする。公表によって、学校による加害児童の指導の妨げにならないよう留意する。

#### ウ 意向確認のための期間

速やかな公表が求められることから、できるだけ速やかに、被害者側の同意や関係者の理解を得るよう、丁寧な説明を行う。

### (3) 公表版の作成及び確認

北九州市情報公開条例に則り、教育委員会事務局が報告書の内容を精査し、公表版を作成する。

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、非開示情報として黒塗りする。

例) 学校名、行政区名、学年名、生徒数、学級名、相手代理人弁護士名、出席番号、病院名、アンケート調査内容、個人が特定できる病名等

公表版を、専門委員会（学校設置の場合は学校設置委員会）及び教育委員会に報告し、非開示情報の適正性について確認する。

### (4) 公表

公表は、上記（3）の確認を経た公表版により行うこととする。